平成２３年（フ）第１４９号
名古屋市港区当知３丁目402番地の２　ハピネスＴｏｍｍｙ203号
債務者　近藤　達也
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１号
愛知県豊橋市野依町字北22番地の３
債務者　トヨダトータルホームこと　豊田　康則
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大林　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７３７号
岐阜県羽島市正木町新井295番地
債務者　野村　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
山口県長門市日置上2528番地
債務者　黄波戸温泉ホテル彩波こと　佐藤　清美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
山口地方裁判所萩支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５１２号
兵庫県明石市松が丘１丁目２番９―296号
債務者　藤井美千代
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地３―1005号
債務者　徳永みどり
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５号
兵庫県明石市大久保町大久保町45番地の１アンデックス303号
債務者　三浦千亜紀
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
兵庫県明石市松の内１丁目５番地の10　田尻貸家・西二軒目、旧住所兵庫県明石市小久保５丁目16番地の６　サンハイツ302号
債務者　久理田衣美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
兵庫県明石市林崎町２丁目７番16号　エールハイツ201号
債務者　加藤美保子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
兵庫県美方郡新温泉町岸田314番地、旧店舗兵庫県美方郡香美町村岡区川会字水ノ手528番地４
債務者　夢庵こと　山村　和彦
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第６８０号
奈良市富雄川西１丁目12番23―110号
債務者　髙倉　隆幸
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５４０号
徳島県名西郡石井町石井字内谷157番地20
債務者　高開　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４４号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字東新田29番地５
債務者　清重　福江
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４７号
徳島県阿波市市場町上喜来字窪二俣1787番地
債務者　松永　光弘
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６０号
徳島県徳島市住吉１丁目６番61号　清水マンション101号室
債務者　岩﨑　哲弥
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６３号
徳島県徳島市富田橋８丁目１番地の１
債務者　河野惠理子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９号
徳島県徳島市国府町観音寺350番地
債務者　田中　正仁
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
徳島地方裁判所民事部